

○防衛省告示第百二十三号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和三年五月十七日

防衛大臣 岸 信夫

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
佐多対空射撃場水域 (鹿児島県肝属郡南 大隅町佐多辺塚地先)	北緯三一度〇六分三三秒、東経一三〇度 五〇分四七秒の基点を中心とする半径一 二、〇〇〇メートルの圏中、真方位一二五 度から二一五度までの射界を形成する扇形	令和三年五月二十 一日までの間、毎 日午前六時から午後 四時まで	全ての漁船 の操業の禁 止
区域内の海面			